

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 箱根は、40 万年にもわたる火山活動の結果、森林や草原、湖沼、溪谷や湿原等の多様な自然が約 90 平方キロメートルの中に美しく配置され、そこに多種多様な生き物と約 1 万もの人々が共存している奇跡のような場所である。 先人の知恵と勇気で守られてきたこの素晴らしい自然を後世に引き継いでいくことは、私達の使命であると考えている。 ○ しかし、ここ数年、「コロナ明け」「インバウンド」という言葉とともに箱根に開発の波が押し寄せ、大規模宿泊施設が無秩序に建設されている。今この乱開発を止めなければ、取り返しのつかないことになってしまう。 ○ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」の 11 ページには、「本地域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い」との記載があるが、現状は、国立公園の普通地域のみならず、一部特別地域でも大規模な開発が行われており、そのため、整開保の記載を現状に即した内容に変更していただきたい。 ○ 大規模開発が行われるようになった背景には、前総理大臣が、観光立国推進閣僚会議において、ネイチャーツーリズムの視点から、全国の全ての国立公園において、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による魅力向上事業を実施すると述べたことにあると考える。国立公園で高級リゾートホテルの誘致事業を実施する方針を固めたとの報道もされているところである。 ○ 富士箱根伊豆国立公園は国立公園の中で最も都心に近く、箱根には年間 2,000 万人の観光客が訪れている。 ○ 先に述べたとおり、箱根では多種多様な生物層があり、豊かな自然を楽しむことができるが、昨今、人と自然とのバランスが崩れつつあると感じている。 かつて見られた種類が次々と姿を消し、仙石原湿原も既に周辺は開発地に囲まれ、緩衝地帯さえない。 森林面積が多いので、緑が豊かに感じられるが、スギ、ヒノキの比率が高いほか、 	<p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域区分は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。 ○ 区域区分を定めるにあたっての判断は、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うこととされています。 箱根都市計画区域においては、今後、人口、産業規模の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低いこと、地形的制約などから既存の市街地は一定の集約性があり、公共施設も比較的整備されていること及び本区域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられていることなどを総合的に勘案し、区域区分を定めないとしています。 ○ 御意見のありました緑地等自然的環境の保全について、整開保では、「首都圏にもっとも近い国立公園の町として、緑豊かな美しいまちづくりを推進していくために、長期的な視野に立ち、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組むとともに、都市計画区域全体の緑地の総合的な整備または保全について、系統的な配置を図る。」としており、また、「特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域A区域及び第3種特別地域A区域に指定されている区域は、本区域の豊かな自然を形成するとともに多様な生態系を確保する重要な緑地である。また、風致の良好な地域等は、保健保安林として保全策が講じられている。これらの地域については都市の骨格を形成する緑地として位置づけ、今後も保全を図る。」としています。 箱根町第3次都市計画マスタープランでは、「富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。」とされており、また、「都市的土地利用や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への

第8回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方（箱根都市計画区域）

公聴会 令和6年11月29日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p>下層植生の喪失により、鳥獣の生息に適さない環境になっている。</p> <p>さらに、広葉樹林は山の上部や人里に近い場所にあり、生物にとって欠かせない小川や水場も相対的に低い場所である人里に見られる。</p> <p>○ 仙石原湿原に近いハンノキ林において、宿泊施設の従業員用アパート建設等の影響により、蛍の観察ができなくなりつつある。</p> <p>一方で、仙石原湿原は、全城を公有地としていただき、感謝している。また、仙石原中心街にある公園も、以前は暗いヒノキ林だったが、ヒノキを伐採したところ、今ではブナやケヤキ等がみられる明るい森となり、町が管理している。この公園は、地元の子供たちの遊び場や、観光客が立ち寄る憩いの場として生まれ変わった。</p> <p>○ また、町は昨年からは、森の機能を高めるために、地元中学生とともに、人工林を針広混交林にする活動を実施している。</p> <p>○ このように、人が暮らしている場所と、魅力的な自然が残る場所とが重なり隣り合わせになっているのが箱根の大きな特徴であり、身近な自然を官民協働で大切に守っていききたい。</p> <p>○ 今回、住宅地に指定されている地域であっても、豊かな自然が残る場所、特に多様な生き物にとって不可欠な水場環境を、公園緑地として保全していただきたい。</p>	<p>影響を極力小さくするよう努めていきます。」とされています。さらに、「豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。」とされています。</p> <p>今後、条例等の整備による緑地の保全を検討していくと町から聞いています。</p>

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
B氏	<p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」の11において、区域区分を定めない根拠として「本区域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い」と記載されていることについて意見を述べる。 ○ 観光立国推進閣僚会議において、前総理大臣はネイチャーツーリズムの視点から、全国の全ての国立公園において、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による魅力向上事業を実施するとの方針を示したとことにあると考える。国立公園で高級リゾートホテルの誘致事業を実施する方針を固めたとの報道もされているところである。 ○ 環境省が公開している「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」では、方向性として、地域づくり・地域活性化に貢献する、地域住民が国立公園の魅力を再認識し協働型の地域づくりを実践する、地域の課題解決にも貢献するとある。 ○ また、民間の知見を取り入れ、官民連携を推進する地域協議会の枠組みの構築、リーダーやコーディネーター、環境省レンジャーの役割も重要であるとされている。 ○ 現場の環境省レンジャーの人数は少数であり、1年から3年程度で異動するため、地域の状況を理解して事業を展開するには限界があるのが現状であり、これでは、地域の情報収集や地域との関係の構築が不十分な状態で、地域づくりが進むこととなり、そのような状況で、拠点となる宿舎を設置しても、周辺への繋がりや薄くなる可能性がある。 ○ 観光地として成り立たせるには、宿舎だけでなく、その周辺のストーリーや繋がりがあってこそ、未来に続く持続的な観光地として成立するものとする。 ○ また、箱根町仙石原の住宅地や宿舎のある地域は、自然公園法で主に普通地域と第二種特別地域に指定され、土地利用に関する規制が緩いエリアとなっており、現状として、空き地では宿舎が容易に建てられて空き地の緑地の自然が損なわれる一方、景 	<p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域区分は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。 ○ 区域区分を定めるにあたっての判断は、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うこととされています。 箱根都市計画区域においては、今後、人口、産業規模の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低いこと、地形的制約などから既存の市街地は一定の集約性があり、公共施設も比較的整備されていること及び本区域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられていることなどを総合的に勘案し、区域区分を定めないとしています。 ○ 御意見のありました緑地等自然的環境の保全について、整開保では、「首都圏にもっとも近い国立公園の町として、緑豊かな美しいまちづくりを推進していくために、長期的な視野に立ち、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組むとともに、都市計画区域全体の緑地の総合的な整備または保全について、系統的な配置を図る。」としており、また、「特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域A区域及び第3種特別地域A区域に指定されている区域は、本区域の豊かな自然を形成するとともに多様な生態系を確保する重要な緑地である。また、風致の良好な地域等は、保健保安林として保全策が講じられている。これらの地域については都市の骨格を形成する緑地として位置づけ、今後も保全を図る。」としています。 箱根町第3次都市計画マスタープランでは、「富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。」とされており、また、「都市的土地利用や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
B氏	<p>観を損ねる空き家は活用されず増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園の性質上、自然度の高い場所ほど規制が強く、地域住民であっても気軽に自然と触れ合える場所は多くない。地元住民が自然と触れ合える機会が多くあるのが普通地域であり、個人の所有地も含めて指定する日本の国立公園制度では仕方のない部分もあるが、観光資源の活用の観点から、このような現状に目を向けていただきたい。 ○ 国立公園に指定されているから、緑地等自然的環境の積極的な保全が必要ないのではなく、国が誇る自然の継承地に指定されているからこそ、環境省だけでなく神奈川県や箱根町でも積極的な保全が必要である。そのために、地元住民や事業者からの意見のヒアリング等を継続し、また、より多く実施することを要望する。 ○ 訪日外国人旅行者の、日本での日常生活体験の消費者動向が上昇傾向であること、また、多くの自然に包まれる生活を求めて箱根町に移住する方が多いことなどを踏まえ、地元民が身近に観光資源の魅力に気づき、それが生活の中にあることこそが、観光地としての魅力の向上に繋がるのではないかと考える。 ○ 自然公園法では、土地利用の規制の緩い地域における自然を守り切ることができず、このまま住宅地の緑が減ると、自然が好きで住んでいる住民やローカルなスポットを求める観光客はいずれいなくなってしまう。 ○ 整開保の7ページに記載された「市街地周辺に残る谷戸や里地里山などの自然的環境の多様な主体による保全・再生を図るとともに、自然と共生する新たなライフスタイルの創出、定住化の促進により、自然・生活・産業が調和した地域をめざして保全を図る」について実現する対策として、県や町でも身近な自然を残し、日常生活の中で地域住民が自然とふれあう機会の創出について検討してほしい。 	<p>影響を極力小さくするよう努めていきます。」とされています。さらに、「豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。」とされています。</p> <p>今後、条例等の整備による緑地の保全を検討していくと町から聞いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緑地等自然的環境の積極的な保全施策や自然とのふれあう機会の創出に関する御意見については、国、県及び町の所管部局に伝えます。

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	<p>【神奈川の都市計画の方針について】</p> <p>○ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」の1ページの「-序-」の「都市計画区域マスタープランとは」が今回全て削除されているのはなぜか。</p> <p>○ 2ページの「※ストック効果の最大化」の記載については、第4次社会資本整備重点計画で示された考え方であるが、PPPやPFIについては失敗例もあるため、慎重に検討することが求められると考える。住民と一緒に進めていかなければならないことなので、「住民の参加による戦略的活用を推進する」にしていきたい。</p> <p>3ページの（3）「『自立と連携』の方向性」において、「そこで、県土・都市づくりの要となる拠点および連携軸を設定し、自立と連携の方向性を定める。」とあるが、何を指しているのか分からないため、具体的に明記すべきである。自然環境保全計画推進のために自然を保護・保全することが必要であると考え。</p> <p>5ページに「災害ハザードエリアを考慮しながら、集約型都市構造化に寄与する区域に限定して、新市街地の創出を図る」とあるが、困っている集落に手を差し伸べるのが都市計画ではないか。弱いところや、助けなければならないところを切り捨ててはならないと考える。</p> <p>7ページに、「SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて、『質的向上・県土の適切な利用と管理』、『スマートシティ』、『ダイバーシティ（多様性）』、『レジリエンス（強靱性）』といった観点を重視しつつ、未病の改善、国家戦略特区との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めることが必要である。」とあるが、スマートシティは、生活の質の向上に少しは役立つであろうという反面、個人情報漏洩、サイバー障害、セキュリティ上の懸念もあることから、慎重にあるべきであり、積極的に進めることではないのではないか。</p> <p>同じく7ページにおいて「地域ならではの歴史や文化などを反映した、個性あるまちなみの演出や景観の保全・創出などを図り」とあるが、「景観の保全・創出」と</p>	<p>【神奈川の都市計画の方針について】</p> <p>○ 第7回線引き見直しでは、整開保に広域的な課題やその方向性を位置付けるため、第1章に都市圏域の都市づくりの方針等を定め、第2章に各都市計画区域における方針等を定めることとしました。</p> <p>このことにより、第6回線引き見直しから大きく構成を変更したことに伴い、補足説明として「-序-」を作成しました。今回は、第7回線引き見直しと同様の構成としているため、補足説明は不要と判断し、削除しています。</p> <p>○ 整開保の第1章の記載については、市町及び県民の方々の御意見を踏まえ、令和3年3月に改定した「かながわ都市マスタープラン」と整合を図り作成しています。</p> <p>いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
<p>C氏</p>	<p>は、何を創り出すことなのか、具体的に明記いただきたい。</p> <p>8ページの「②計画的な土地利用による環境・資源の管理〈環境調和ゾーン〉」について、（旧）では箱根神社や関所の記載があったが、今回削除されている。箱根神社は地域にとってはなくてはならない歴史的文化施設であるため、アの「一層の魅力強化を進める」の中に明記していただきたい。</p> <p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 13ページの「本区域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられており、区域区分による積極的な保全の必要性は低い。」の記載について、普通地域ではリゾート施設などの大規模宿泊施設の開発事業が進行しており、そのために大規模伐採が行われているため、豊かな自然環境の積極的な保全を進めることが求められている。 ○ 箱根は自然や温泉の魅力で、観光客が多く訪れる一大観光地となっているが、普通地域における大規模な自然破壊は将来の町の産業にも大きな影響を及ぼすと考える。 <p>SDGsを都市計画で謳っているが、矛盾しているのではないか。箱根の自然を未来永劫守っていくためにも、開発規制について明記していただきたい。</p>	<p>【緑地等自然的環境の保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区域区分は、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるものです。 ○ 区域区分を定めるにあたっての判断は、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うこととされています。 <p>箱根都市計画区域においては、今後、人口、産業規模の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低いこと、地形的制約などから既存の市街地は一定の集約性があり、公共施設も比較的整備されていること及び本区域のほぼ全域が国立公園に指定され、これに沿った保全策がとられていることなどを総合的に勘案し、区域区分を定めないとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 御意見のありました緑地等自然的環境の保全について、整開保では、「首都圏にもっとも近い国立公園の町として、緑豊かな美しいまちづくりを推進していくために、長期的な視野に立ち、地球温暖化など地球規模での環境問題に先進的に取り組むとともに、都市計画区域全体の緑地の総合的な整備または保全について、系統的な配置を図る。」としており、また、「特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域A区域及び第3種特別地域A区域に指定されている区域は、本区域の豊かな自然を形成するとともに多様な生態系を確保する重要な緑地である。また、風致の良好な地域等は、保健保安林として保全策が講じられている。これらの地域については都市の骨格

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	<p>【交通体系の整備・保全の方針について】</p> <p>○ 16 ページに「生活道路系の交通施設については、歩車道の分離、交通安全施設等の整備とともにバリアフリー化を積極的に進める。」とあるが、「歩道の歩行者の安全を確保する」と明記していただきたい。特に箱根峠旧道と新道の交差する手前の部分については、霧が頻繁に出る危険箇所であり、歩行者の安全対策をとして、一刻も早い整備をお願いしたい。あわせて、七曲りの県道と新道の交差部分について、歩道が消失しているため、新たに設置することを求めたい。</p> <p>【下水道及び河川の整備・保全の方針について】</p> <p>○ 17 ページにおいて、「流域治水プロジェクトに取り組む流域については、河川管理者、下水道管理者及び流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策に取り組む。」と記載があるが、「自然環境に配慮した水害を軽減する対策に取り組む。」としていただきたい。</p> <p>また、同じく17ページに、「二級河川早川等については、河川整備計画に基づき、</p>	<p>を形成する緑地として位置づけ、今後も保全を図る。」としています。</p> <p>箱根町第3次都市計画マスタープランでは、「富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。」とされており、また、「都市的土地利用や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするよう努めていきます。」とされています。さらに、「豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。」とされています。</p> <p>今後、条例等の整備による緑地の保全を検討していくと町から聞いています。</p> <p>【交通体系の整備・保全の方針について】</p> <p>○ 歩道整備に関する御意見については、県及び町の所管部局に伝えます。</p> <p>【下水道及び河川の整備・保全の方針について】</p> <p>○ 早川水系流域治水プロジェクトでは、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、上流域の森林整備等を位置付けており、自然環境が有する多様な機能を活用した取組を進めています。</p> <p>河川工事については、早川水系河川整備計画に基づき、周辺の自然環境との調和や多様な動植物の保全等、河川環境の保全に配慮した整備を目指すと県の所管部局から聞いています。</p>

第8回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方（箱根都市計画区域）

公聴会 令和6年11月29日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	堤防や護岸の整備を行う。」とあるが、芦ノ湖の安全な水位を管理することを行うべき旨を明記していただきたい。	また、芦ノ湖からの流出口にある湖尻水門を用いて、早川への放流量を調節することで、早川の氾濫や芦ノ湖の浸水被害の防止、軽減を図っていると県の所管部局から聞いています。